

実験排水処理設備運転管理業務委託仕様書

公立大学法人横浜市立大学及び理化学研究所横浜事業所（以下両者を合わせて「委託者」という）の共同利用施設である供給施設棟に設置されている、実験排水処理設備の運転及び管理を行うことにより、設備機能を維持し、常に良好な運転を確保すると共に、除害施設等管理責任者の補助として、放流水の適正な水質の維持並びに管理を行い、不慮の事故を未然に防ぐことを目的とする。

1 履行場所及び契約期間

横浜市鶴見区末広町1丁目7-29

横浜市立大学鶴見キャンパス供給施設棟（別表1「設備機器一覧表」参照）

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3か年契約）

2 運転管理業務

（1）運転管理要員及び資格

平日1名とする。業務従事者は、運転操作、水質分析、保守作業の業務の遂行に必要とされる技能（除害施設管理責任者となり得る資格）を有する者とし、選任された業務従事者の経歴書を委託者に提出しなければならない。また、業務従事者が不適格と認められた場合、請負者は速やかに他の業務従事者に交替させるものとする。

（2）勤務体制

勤務体制は、原則として委託者の勤務時間に応じたものとする。また、夜間に設備故障が発生して中央監視室等より緊急連絡を受けた場合、及び天候状態等により緊急を要する場合は、必要な措置を実施するために出勤するものとする。

（3）運転管理方法の変更に対する対応

期中に休日（土日祝日）対応が必要な場合は、良好な運転を確保するために従事者1名を勤務させるものとする。但し、いつでも指示できる体制であれば、必ずしも（1）項資格者である必要はない。

【 特記事項：4日以上休みが連続する場合	：1日休日対応
11月特高電気設備点検等時全棟停電	：1日休日対応（毎年）
12月年末	：1日休日対応（毎年）
1月年始	：1日休日対応（毎年）

3 業務内容

実験排水は毎日（休日を含む）排出されるので、それを中和、凝集沈殿等の処理をした後、水質分析を行って水質異常がないことを確認して下水道へ放流する。なお、水質異常が発生した場合には、異常内容に対応した再処理を実施し、処理水の水質を確認してから下水道へ放流する。受託者の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

機器の運転状況の確認、運転条件の調整、水質の分析、薬液等の補充。処理済水の放流は日常の分析試験後に行う。作業終了後の状況確認、後始末。

(2) 分析業務

ア 供給施設棟に設置の分析計にて、PH値を分析する。

イ 分析計の日常保守（試薬補充、電極洗浄、校正、記録紙交換等）を行う。

(3) 保守管理業務

ア 各現場操作盤、監視盤及び各計器類の点検及び確認

イ 各機器、計装、電気系統の日常点検及び確認

ウ 必要に応じ、各機器の日常保守作業の実施

エ 施設内、及び設備の整理整頓並びに清掃

オ 機器及び部品等について、劣化又は磨耗の状況を精査し、補修あるいは交換を要するもののリストを必要に応じて作成し、委託者へ提出する。また、破損等により補修あるいは交換を要するものについては、速やかに委託者へ報告すること。各種定期点検等に伴う打ち合わせ、準備、立会及び操作を行う。（点検項目、点検要領、点検頻度については、別表2参照）

(4) その他関連業務

ア 業務報告書（日報）の作成及び提出（様式-1）

イ 業務報告書（月報）の作成及び提出（様式-2）

ウ 水質報告資料の作成（毎月）

エ 休日、夜間に故障発生時の緊急措置の実施

オ 濃縮汚泥の搬出作業立会

カ 各種薬剤の補充及び消耗品類の在庫管理（様式-3）

キ 必要に応じて委託者が指示する関連業務の実施

4 一般事項

(1) 本業務は本設備の使命、目的を念頭におき、常に各設備の運転処理操作、機器点検、保守及び補修並びに分析業務に細心の注意を払うとともに、災害を事前に防ぐため、必要に応じた処置をとるものとする。

(2) 施設内の盗難予防及び火元確認について、責任を持って行うものとする。

(3) 業務を行うために必要とする資材、事務用什器備品、消耗品及び水道光熱費等については委託者の負担とする。ただし、作業着及び工具類については請負者の負担とする。なお、消耗品等の費用については、委託者各々の負担額を算出した上で受託者がそれぞれに請求するものとする。

- (4) 請負者は、付属設備（運転監視室等）を無償にて使用することができる。ただし、許可なく改造又は変更してはならない。
- (5) 設備内に関係者以外の者が立ち入らないように充分注意を払うこと。
- (6) 業務従事者は業務遂行に必要な箇所以外の場所には許可なく立ち入らないこと。
- (7) 施設内は清掃をして常に清潔な状態の保持に努めること。
- (8) 作業中に事故が発生した場合は、定められた手続きにより連絡又は通報を行い、可能であれば応急措置を講ずる。
- (9) 本設備で発生する濃縮汚泥、使用済み充填物等の廃棄物の処分は委託者の負担とする。

5 契約及び支払について

(1) 契約形態について

委託者（2者）と受託者の3者契約とし、3年間の複数年契約とする。

(2) 支払について

ア 支払は、36回の分割検収（月末締め）とする。支払日は委託者の契約規則に基づいた日付とする。

イ 受託者は、委託者の指示する按分比率に従い、毎月それぞれに対し請求する。

ウ 受託者は、委託者の指示する按分比率に基づき、年度の支払明細表を委託者に提出するものとする。

なお、年度の支払い明細表には、休日対応にかかる経費を含めること。

(3) 報告書について

実験排水に関する報告書等は2部作成し、委託者に提出すること。

6 その他

(1) 仕様書に定めのない疑義が生じた場合、委託者の担当者と協議のうえ、適切な処置を行う。

(2) トラブルが起きた際、委託者の担当者に連絡すると共に、設備の製造・販売元（アーパス技研工業（株））と十分に連絡を取り、適切な処置を行う。